

目 次

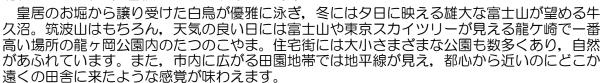
1	龍ツ崎中の慨要	
	(1) 龍ケ崎市プロフィール	1
	(2) 龍ケ崎市の位置	1
	(3) 龍ケ崎市の人口	1
П	龍ケ崎市の税務概要	
	(1) 龍ケ崎市行政組織機構	2~3
	(2) 税務課・納税課職員配置表	3
	(3) 税務課・納税課分掌事務	4
	(4) 市税について	5
	(5) 令和2年度決算額及び令和3年度当初予算額	6
	(6) 市税収入	7~8
	(7) 市税収入等の年度別比較	9
Ш	個人市民税	10
	(1) 納税義務者数	11
	(2) 調定額の推移	12
	(3) 所得区分別所得額	13
	(4) 所得区分別所得割納税義務者数	13
	(5) 所得区分別所得割額	13
	(6) 特別徴収義務者数	13
	(7) 控除別納税義務者数	14
	(8) 寄附金(ふるさと納税等)税額控除	15
	(9) 個人市民税税率の推移	15
IV	法人市民税	16
	(1) 均等割税率別法人数	17
	(2) 調定額の推移	17
	(3) 産業分類別法人数	18
٧	固定資産税	19
	(1) 課税状況	
	①納税義務者数	20
	②課税標進額	21

	(2) 土 地	
	①決定価格・課税標準額等	22
	②筆数	23
	(3) 家 屋	
	①木造家屋	23
	②非木造家屋	24
	(4) 償却資産	
	①納税義務者数	25
	②決定価格・課税標準額等	25
VI	国有資産等所在市町村交付金	26
	(1) 国有資産等所在市町村交付金	26
VII	都市計画税	27
	(1) 決定価格•課税標準額等	28
WII	軽自動車税	29~30
	(1) 車種別課税台数	31
	(2) 車種別調定額	32
IX	市たばこ税	33
	(1) 売上本数・調定額	34
X	徴収	
	(1) 市税の徴収率	35
	(2) 納付の利便性の向上	36~38
	(3) 徴収率向上への取組	39
	(4) 滞納処分等	
	① 差押	39
	② 滞納処分の執行停止	40
	③ 不納欠損	41
XI	証明書等	
	(1) 令和2年度各種証明件数及び手数料年間集計表	42

I 龍ケ崎市の概要

(1) 龍ケ崎市プロフィール

龍ケ崎市は、茨城県の南部、東京の北東約45km・筑波研究学園都市の南約20km・成田国際空港の北西約20kmに位置し、東西約12km・南北約9kmの市で、面積は78,59平方kmです。



また、子育て相談などができる子育て支援センター「さんさん館」や、温浴交流施設「湯ったり館」、体育館・プールがある「たつのこアリーナ」、大学サッカー・ラグビーが行われる「流通経済大学龍ケ崎フィールド(たつのこフィールド)」、大学野球も行われる「TOKIWAスタジアム龍ケ崎(たつのこスタジアム)」といった総合運動公園など、家族連れをはじめとする市民に親しまれている施設もあり、豊かな自然の中で暮らしやすい街です。

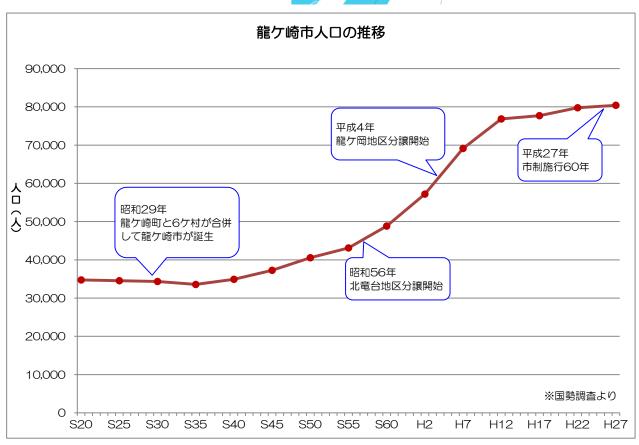
(2) 龍ケ崎市の位置

茨城県の南部 東西約12.3km 南北約9.3km 面積78.59平方km

(3) 龍ケ崎市の人口 (住民基本台帳)

76,439人(令和3年8月1日現在) 男 38,088人 女 38,351人 世帯数 34,782世帯

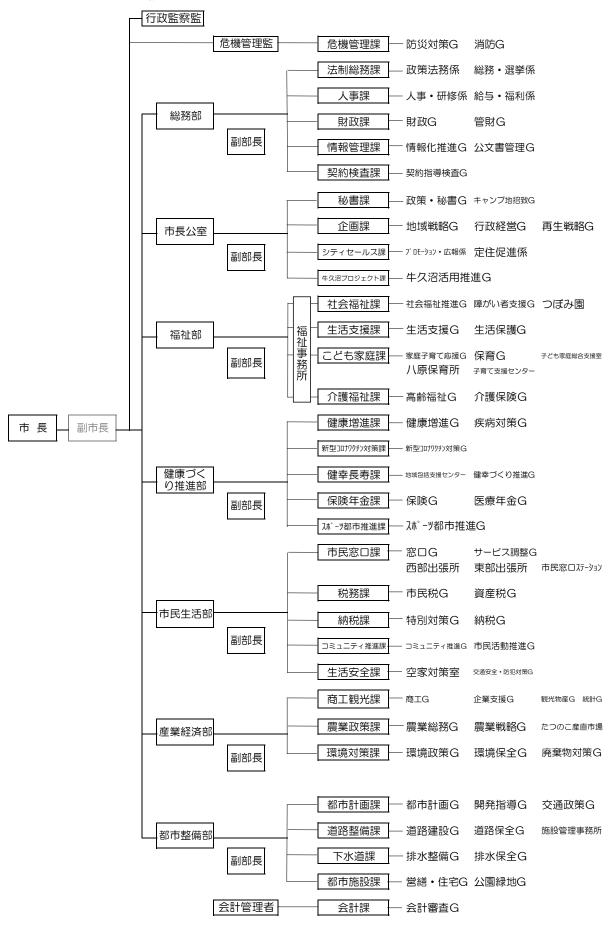


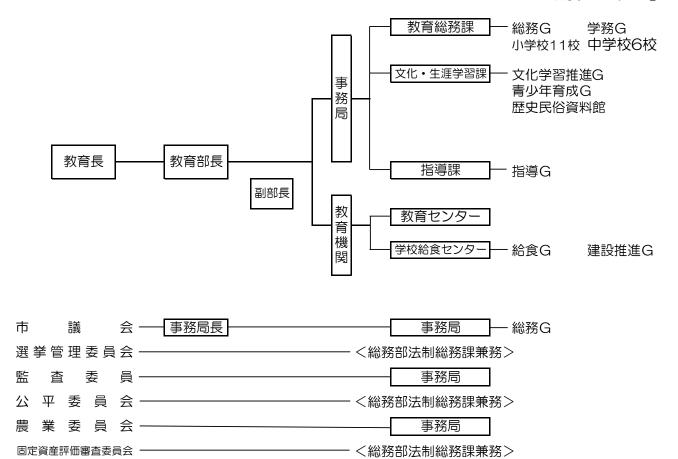


Ⅱ 龍ケ崎市の税務概要

(1)龍ケ崎市行政組織機構(令和3年7月12日現在)

※Gはグループの略





(2) 稅務課 納稅課職員配置表

令和3年5月1日

	_					12.10	10年0月1日
課名	役職名 グループ名	課長	課長補佐	主 査 係 長 副主査	主幹副主幹	主 事 主事補	計
		1					1
税終	市民税グループ		1	1	3	3	8
務課	資産税グループ		1	1	1	3	6
	小計	1	2	2	4	6	15
		1					1
納	特別対策グループ		2		2	1	5
税 課	納税グループ		1	2	1		4
	小計	1	3	2	3	1	10
	合 計	2	5	4	7	7	25

(3) 税務課・納税課分掌事務

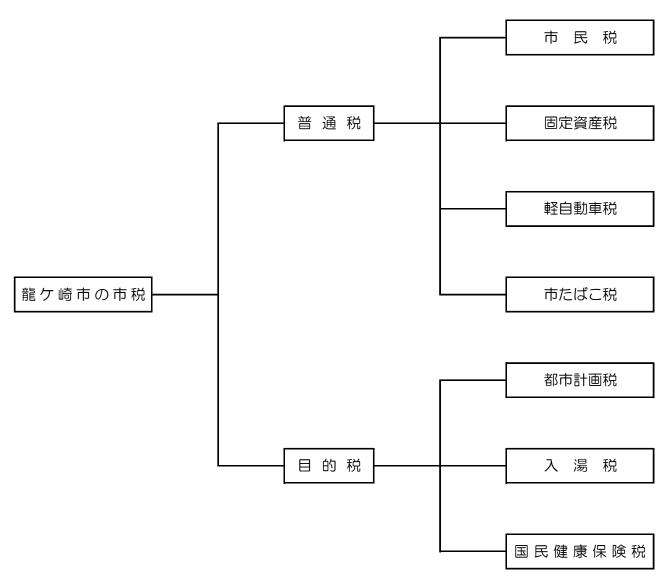
令和3年5月1日

課名	グループ名	分 掌 事 務
		(1) 市民税の賦課に関すること。
	市民税	(2) 市民税の課税資料の調査及び収集に関すること。
	グループ	(3) 市税等の証明に関すること。
】 税		(4)入湯税に関すること。
170		(5) 課内の庶務に関すること。
		(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。
		(2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
務		(3) 土地台帳,家屋台帳,地図等の整備保管に関すること。
		(4)課税台帳の縦覧に関すること。
	資 産 税	(5) 償却資産の調査及び評価に関すること。
課	グループ	(6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
誄		(7)特別土地保有税に関すること。
		(8) 軽自動車税の賦課に関すること。
		(9)市たばこ税に関すること。
		(10)自動車臨時運行許可に関すること。
		(1) 市税(国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関すること。
		(2) 市税の催告に関すること。
		(3) 差押え(参加差押えを含む。)及び公売に関すること。
糸内	特別対策	(4)債権の届出に関すること。
1113	グループ	 (5)市税の執行停止及び欠損に関すること。
		 (6)徴収の嘱託及び受託に関すること。
税		 (7)茨城租税債権管理機構に関すること。
		(8)納税推進会議に関すること。
		(1)納税思想の普及に関すること。
課		(2)市税の徴収管理に関すること。
	納税	(3) 市税の督促状発行に関すること。
	グループ	(4)市税の口座振替に関すること。
		(5) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		(6)課内の庶務に関すること。

(4) 市税について

市税の種類

税金は、納める先によって、国税、(都道府)県税、市(区町村)税の3つに区分されます。このうち市に納めていただくものが市税です。 なお、市税の種類については以下のとおりです。



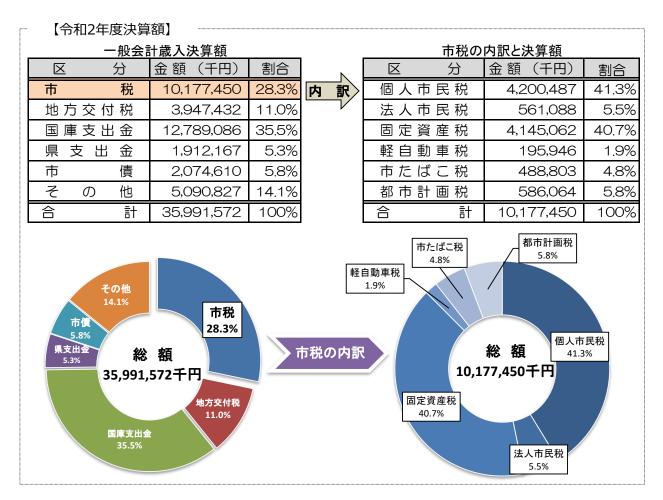
普通税は、納められた税金の使いみちが特に定められていないので、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。

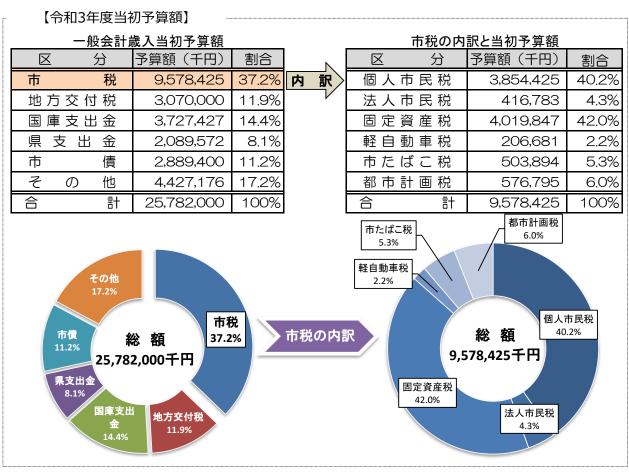
目的税は、納められた税金の使いみちが、法令によって定められている税金です。 都市計画税は、下水道、生活道路等の都市計画施設の整備のために使われています。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に使われます(市税条例の免除規定により、本市では実質的に課税していません)。

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の健康増進や医療費に使われています。

(5) 令和2年度決算額及び令和3年度当初予算額





(6) 市税収入(税目別市税賦課徴収状況)

				Ψ	成30年度		平成30年度						
	X	分	予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率						
			4,215,955,000	4,329,313,810	4,280,867,676	7,299,744	98.88%						
	個人	現年度課税分	4,190,593,000	4,275,581,483	4,241,269,369		99.20%						
士 兄 郑		滞納繰越分	25,362,000	53,732,327	39,598,307	7,299,744	73.70%						
市民税			709,746,000	739,932,835	726,155,700	475,364	98.14%						
	法 人	現年度課税分	704,166,000	726,636,700	724,675,800		99.73%						
		滞納繰越分	5,580,000	13,296,135	1,479,900	475,364	11.13%						
			3,885,351,000	3,964,011,994	3,904,570,743	8,405,471	98.50%						
固定資産税	固定資産税	現年度課税分	3,838,386,000	3,883,585,700	3,851,765,355		99.18%						
回足員座杭		滞納繰越分	21,312,000	54,772,794	27,151,888	8,405,471	49.57%						
	交付金	国有資産等所在 市町村交付金	25,653,000	25,653,500	25,653,500		100.0%						
			174,256,000	185,336,478	175,148,696	1,369,400	94.50%						
軽自動	車 税	現年度課税分	170,749,000	177,271,300	172,788,023		97.47%						
		滞納繰越分	3,507,000	8,065,178	2,360,673	1,369,400	29.27%						
			471,616,000	494,407,844	494,407,844		100.0%						
市たは	ばこ税	現年度課税分	471,616,000	494,407,844	494,407,844		100.0%						
		滞納繰越分											
			565,839,000	578,199,644	569,422,176	1,271,188	98.48%						
都市計	十画 税	現年度課税分	562,373,000	570,056,000	565,385,220		99.18%						
		滞納繰越分	3,466,000	8,143,644	4,036,956	1,271,188	49.57%						
	現年度課於		9,963,536,000	10,153,192,527	10,075,945,111		99.24%						
	滞納繰越欠		59,227,000	138,010,078	74,627,724	18,821,167	54.07%						
	合	計自動車税には、環境		10,291,202,605	10,150,572,835	18,821,167	98.63%						

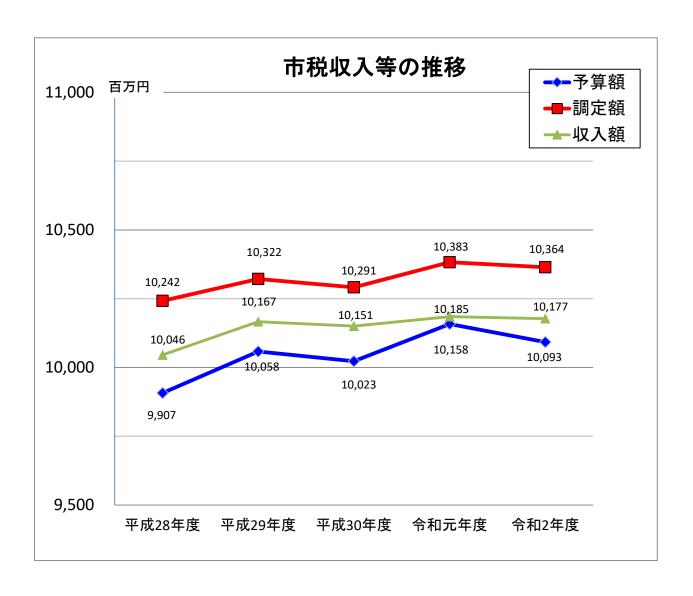
※令和元年度以降の軽自動車税には、環境性能割を含む。

令和元年度					令和2年度				
予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率	予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率
4,195,542,000	4,233,833,440	4,157,657,255	5,733,215	98.20%	4,196,142,000	4,269,547,345	4,200,487,248	20,130,086	98.38%
4,170,290,000	4,193,662,066	4,132,856,652		98.55%	4,150,707,000	4,199,960,108	4,156,068,975		98.95%
25,252,000	40,171,374	24,800,603	5,733,215	61.74%	45,435,000	69,587,237	44,418,273	20,130,086	63.83%
686,703,000	730,090,371	714,741,966	300,000	97.90%	535,510,000	576,244,605	561,087,978	1,132,143	97.37%
685,354,000	716,697,900	713,771,671		99.59%	534,018,000	561,076,900	558,904,192		99.61%
1,349,000	13,392,471	970,295	300,000	7.25%	1,492,000	15,167,705	2,183,786	1,132,143	14.40%
4,027,476,000	4,143,066,180	4,060,223,373	4,992,325	98.00%	4,103,241,000	4,225,740,182	4,145,061,724	30,365,972	98,09%
3,979,435,000	4,066,233,000	4,012,456,840		98.68%	4,047,861,000	4,122,981,400	4,085,687,045		99.10%
22,392,000	51,183,780	22,117,133	4,992,325	43.21%	30,702,000	78,080,482	34,696,379	30,365,972	44.44%
25,649,000	25,649,400	25,649,400		100.0%	24,678,000	24,678,300	24,678,300		100.0%
186,900,000	194,662,782	183,141,209	1,242,651	94.08%	199,095,000	206,543,122	195,946,426	4,536,300	94.87%
184,482,000	185,844,200	180,928,500		97.35%	194,864,000	196,288,800	192,630,361		98.14%
2,418,000	8,818,582	2,212,709	1,242,651	25.09%	4,231,000	10,254,322	3,316,065	4,536,300	32.34%
476,305,000	494,074,550	494,074,550		100.0%	466,819,000	488,803,321	488,803,321		100.0%
476,305,000	494,074,550	494,074,550		100.0%	466,819,000	488,803,321	488,803,321		100.0%
585,017,000	586,927,080	575,002,371	731,986	97.97%	591,723,000	597,586,723	586,063,460	4,352,918	98.07%
581,715,000	579,422,400	571,759,507		98.68%	588,332,000	586,394,000	581,089,784		99.10%
3,302,000	7,504,680	3,242,864	731,986	43.21%	3,391,000	11,192,723	4,973,676	4,352,918	44.44%
10,103,230,000	10,261,583,516	10,131,497,120		98.73%	10,007,279,000	10,180,182,829	10,087,861,978		99,09%
54,713,000	121,070,887	53,343,604	13,000,177	44.06%	85,251,000	184,282,469	89,588,179	60,517,419	48.61%
10,157,943,000	10,382,654,403	10,184,840,724	13,000,177	98.09%	10,092,530,000	10,364,465,298	10,177,450,157	60,517,419	98.20%

(7) 市税収入等の年度別比較

(単位:千P	9, %)
--------	-------

区分	区分 予算額		調定額	調 党 頞			
年度	J 异 识	前年比	加 化 识	前年比	収入額	前年比	
平成28年度	9,907,111	100.4%	10,242,303	99.2%	10,045,598	100.7%	
平成29年度	10,058,332	101.5%	10,321,652	100.8%	10,166,700	101.2%	
平成30年度	10,022,763	99.6%	10,291,203	99.7%	10,150,573	99.8%	
令和元年度	10,157,943	101.3%	10,382,654	100.9%	10,184,841	100.3%	
令和2年度	10,092,530	99.4%	10,364,465	99.8%	10,177,450	99.9%	



Ⅲ 個人市民税

個人市民税とは・・・

市内に住所のある人や,市内に住所はないが,事務所,事業所又は家屋敷のある人に負担していただく税金です。個人市民税には,一定以上の所得がある方に均等に負担していただく【均等割】と,所得に応じて負担していただく【所得割】があります。

なお, 税額の決定や徴収は、県民税も併せて行います。

1. 個人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める市民税 均等割 所得割	
1月1日現在,市内に住所がある人	0	0
1月1日現在,市内に住所はないが,事務所・事業所又は家屋敷のある人	0	_

2. 税額の計算と税率

 均等割
 所得割

 6,000円 市民税3,500円※1 県民税2,500円※1.2
 課税所得×10% 市民税6% 県民税4%

- ※1 平成26年度から令和5年度まで、市民税及び県民税に東日本大震災からの復興に関し 地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関 する法律に基づき、それぞれ500円が上乗せされています。
- ※2 平成20年度から令和3年度まで、茨城県では、県民税に森林湖沼環境税分として1,000円が上乗せされています。

◎個人市民税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

①障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親の方→合計所得金額が 135万円以下

(2) 均等割が課税されない人

- ①扶養なしの場合→合計所得金額が 38万円以下
- ②扶養ありの場合→合計所得金額が 28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+26万8千円以下

(3) 所得割が課税されない人

- ①扶養なしの場合→総所得金額等が 45万円以下
- ②扶養ありの場合→総所得金額等が 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+42万円以下

3. 個人市民税の納め方

(1)給与所得者の場合:【給与特別徴収】

•6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者(事業者等)が毎月の給料から差し引いて納めます。

(2)公的年金所得者の場合:【年金特別徴収】

・4月,6月,8月,10月,12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて,年金支払者が納めます。

(3)上記1及び2以外の所得者の場合:【普通徴収】

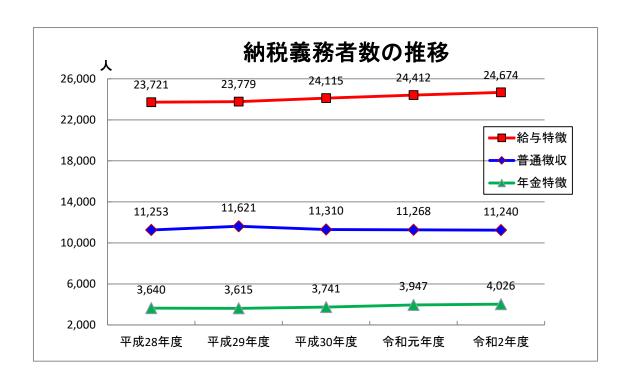
• 市から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

個人市民税

(1)納税義務者数(各年度決算)

(単位:人)

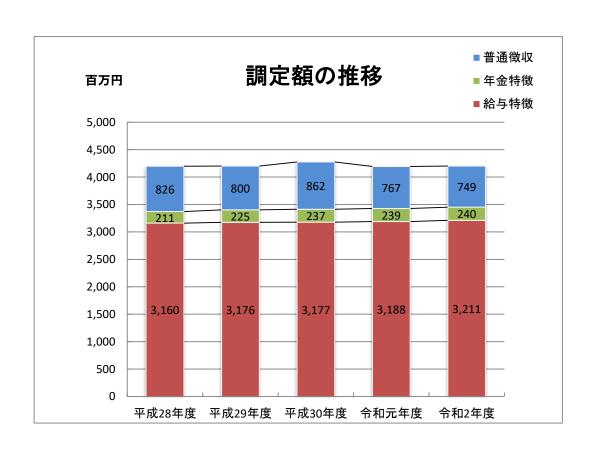
						(単位・人)
<u>∠</u>	年 度 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ş	賦課期日人口	78,804	78,289	77,857	77,560	77,222
給	均等割のみ	1,088	1,097	1,182	1,199	1,207
与特	均等割+所得割	22,633	22,682	22,933	23,213	23,467
徴	小計	23,721	23,779	24,115	24,412	24,674
年	均等割のみ	786	790	791	1,010	1,061
金特	均等割+所得割	2,854	2,825	2,950	2,937	2,965
徴	小計	3,640	3,615	3,741	3,947	4,026
普	均等割のみ	1,575	1,558	1,554	1,429	1,376
通徴	均等割+所得割	9,678	10,063	9,756	9,839	9,864
収	小計	11,253	11,621	11,310	11,268	11,240
合	均等割のみ	3,449	3,445	3,527	3,638	3,644
	均等割+所得割	35,165	35,570	35,639	35,989	36,296
計	合 計	38,614	39,015	39,166	39,627	39,940



(2)調定額の推移(各年度決算)

(単位:千円)

\ 区 欠	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4 A	均等割	83,569	82,477	88,801	88,880	89,899
給与	所得割	3,038,670	3,048,846	3,044,473	3,073,119	3,093,159
特徴	退職分	37,879	44,660	43,750	26,213	28,376
1-30	小計	3,160,118	3,175,983	3,177,024	3,188,212	3,211,434
年	均等割	16,413	19,245	20,717	22,161	22,679
金特	所得割	194,470	206,113	216,296	216,646	217,145
徴	小 計	210,883	225,358	237,013	238,807	239,824
普	均等割	35,453	35,060	27,555	27,632	27,205
通徴	所得割	790,612	765,347	833,989	739,011	721,497
収	小計	826,065	800,407	861,544	766,643	748,702
	均等割	135,435	136,782	137,073	138,673	139,783
合	所得割	4,023,752	4,020,306	4,094,758	4,028,776	4,031,801
計	退職分	37,879	44,660	43,750	26,213	28,376
	合 計	4,197,066	4,201,748	4,275,581	4,193,662	4,199,960



(3)所得区分別所得額(各年度7月1日現在)

(単位:千円)

所 得	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ולו	十/3/20十/文	十级〇〇十汉	ער די לנויינו	ロ州と十八文	り他の干皮
給与所得	93,753,110	94,246,922	95,109,845	95,666,884	97,326,272
営業等所得	4,630,061	4,556,256	4,507,898	4,447,609	4,835,579
農業所得	296,133	341,210	233,473	202,230	175,021
不動産所得	2,339,069	2,390,148	2,325,907	2,298,802	2,336,955
雑 所 得	11,443,581	11,594,668	11,765,870	11,755,229	12,933,570
その他所得	3,029,288	5,124,767	2,560,906	2,677,109	3,274,603
合 計	115,491,242	118,253,971	116,503,899	117,047,863	120,882,000

[※]分離課税分の所得を除く

(4)所得区分別所得割納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給 与 所 得	28,097	27,948	28,375	28,580	28,374
営業等所得	1,289	1,251	1,253	1,215	1,265
農業所得	96	102	88	72	63
その他所得	5,608	5,627	5,661	5,678	5,800
譲渡等所得	359	541	443	459	404
合 計	35,449	35,469	35,820	36,004	35,906

(5)所得区分別所得割額(各年度7月1日現在)

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給 与 所 得	3,358,692	3,339,543	3,369,311	3,376,044	3,272,555
営業等所得	171,497	174,514	166,479	168,924	178,288
農業所得	11,272	9,882	5,793	4,577	5,163
その他所得	320,518	321,461	324,360	312,746	320,331
譲渡等所得	138,248	220,596	132,324	142,642	148,155
合 計	4,000,227	4,065,996	3,998,267	4,004,933	3,924,492

(6)特別徵収義務者数(各年度7月1日現在)

(単位:人)

	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給	特別徴収義務者	8,338	8,504	8,511	8,488	8,441
与	納税義務者	25,291	25,776	26,110	26,269	26,447
年	特別徴収義務者	9	9	9	7	7
金	納税義務者	6,836	7,925	8,131	8,341	8,454

(7) 控除別納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位:人)

			(単位:人) 納税義務者数					
所	所 得 控 除		T 1005-t				△ 120/±	
	+0 +m	n^	平成29年度	平成30年度		令和2年度	令和3年度	
雑		除 - Rô	/	8	7	14	6	
医	療 費 控		3,940	4,049	4,059	3,873	3,427	
		ケーション税制分		21	14	16	18	
	会保険料		33,963	34,096	34,411	34,656	34,733	
小規模	企業共済等技	卦金控除	655	832	1,052	1,193	1,358	
生色	命保険料	控除	25,144	25,304	25,438	25,378	25,242	
	うち新生	命保険分	15,400	16,365	17,378	18,146	18,676	
	うち新個	人年金分	1,742	1,831	1,969	2,126	2,258	
	うち介護的	医療保険分	17,032	18,299	19,343	20,089	20,597	
	うち旧生	命保険分	15,395	14,387	13,327	12,193	11,042	
	うち旧個	人年金分	3,579	5,186	5,173	5,156	5,155	
地源	震保険料	控 除	8,060	8,241	8,520	8,667	8,856	
	うち旧	長 期 分	511	434	373	320	260	
障害	者 控 除	(普 通)	567	566	573	580	595	
		(特 別)	511	491	508	521	505	
寡婦:	控 除 ※	(普 通)	236	238	235	256	\setminus	
分 加;	寡婦控除※	(特 別)	397	413	413	416		
寡	夫 控 除	* *	83	80	84	85		
寡	婦 控 除	* *					197	
ひる	とり親控	除 ※					587	
勤	労 学 生 持	空除	4	3	4	1	1	
無コ /田 ·	≠ +☆ 『今	(一 般)	8,174	7,799	6,962	6,585	6,300	
配偶	者 控 除	(老 人)	1,665	1,820	1,898	2,051	2,155	
配 化	禺者特別	控 除	972	934	1,697	1,647	1,584	
++	一般(16歳~1 ~69歳)	18歳,23歳	3,188	3,164	3,055	3,011	3,067	
扶 養	特 定 (19歳~	-22歳)	1,790	1,847	1,804	1,780	1,786	
控除	老 人 (70歳以	(上)	400	359	375	367	338	
办	同居老親等(7	O歳以上)	1,085	1,095	1,033	1,014	993	
納に	な	U	20,753	20,873	21,698	21,975	22,029	
対 税す	1	人	7,882	7,954	7,819	7,954	7,960	
る	2	人	3,703	3,650	3,573	3,500	3,496	
義扶 養	3	人	2,317	2,236	2,063	1,941	1,837	
務親	4	人	648	627	562	543	491	
族 者数	5人	以上	146	129	105	91	93	
青	色申告	計者	1,491	1,510	1,517	1,388	1,437	
	=mrv(/) (0 =	-+F 0 2) 10 +D			生) 物院の目直し			

[※]令和3年度課税分より、未婚のひとり親に対する税法上の措置・寡婦(夫)控除の見直しが適用されている。

(8) 寄附金(ふるさと納税等)税額控除

◎個人市民税分

※龍ケ崎市の納税義務者の寄附金額及び税額控除額

(各年7月1日現在)

区分	都道府!	県,市区町村 らさと納税)		司募金会 赤十字社	条例で	定めるもの	個人市民税 税額控除額	うち「ふるさと 納税分」 税額控除額 (推計)
	人数(人)	寄附金額 (千円)	人数(人)	寄附金額 (千円)	人数(人)	寄附金額 (千円)	(千円)	(千円)
平成30年度	1,340	112,879	20	288	49	1,549	52,328	52,224
令和元年度	1,730	147,316	21	783	63	2,070	68,121	67,959
令和2年度	1,777	151,015	30	1,393	45	5,876	70,804	70,493
令和3年度	2,333	190,304	33	1,838	44	1,620	90,259	90,059

(9) 個人市民税 税率の推移

区分	平成23年度~平成25年度	平成26年度~令和3年度		
均等割	3,000円	3,500円※		
所得割	課税標準額 一律	税率 6%		

※このうち500円は、「東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置」による。

IV 法人市民税

法人市民税とは・・・

市内に事務所、事業所等がある法人に納めていただく税金です。法人の規模に応じて負担していただく【均等割】と、法人税額に応じて負担していただく【法人税割】があります。

法人市民税は中間期に見込み税額の1/2を申告により納めていただき、事業終了後に確定税額の申告により、中間期の納付税額との精算を行う申告納付方式になります。※確定税額が中間期の納付額を上回る場合には残りを納めていただき、下回る場合には過剰納付分を還付します。

※ 中間期に申告納付を必要としない法人もあります。

1. 法人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める法人市民税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	0	0
市内に事務所・事業所はないが、寮等がある法人	0	
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人(法人課税信託の受託者)	_	0

2. 税額の計算と税率

均等割の税率・・・資本金の金額と市内の従業者数による9段階

法人区分	資本金等の額	従業者数	税率(年額)
	a 公益法人等のうち均等割が課税され	るもの	
	b 人格のない社団のうち収益事業を行	うもの	
1号法人	c 一般社団法人・一般財団法人 (非営利型に該当する者を除く)		50,000円
	d 資本金又は出資金の額を有しない法	人	
	1千万円以下	50人以下	
2号法人	1千万円以下	50人超	120,000円
3号法人	1千万円超 ~ 1億円以下	50人以下	130,000円
4号法人	1千万円超 ~ 1億円以下	50人超	150,000円
5号法人	1億円超 ~ 10億円以下	50人以下	160,000円
6号法人	1億円超 ~ 10億円以下	50人超	400,000円
7号法人	10億円超	50人以下	410,000円
8号法人	10億円超 ~ 50億円以下	50人超	1,750,000円
9号法人	50億円超	50人超	3,000,000円

法人市民税

(1)均等割税率別法人数(各年度7月1日現在)

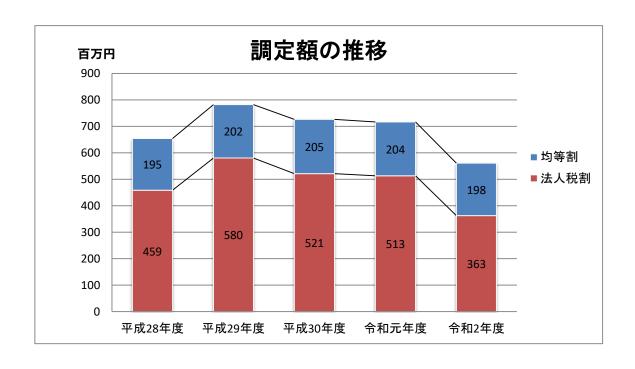
(単位:法人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1号法人	1,237	1,229	1,240	1,276	1,318
2号法人	14	16	17	17	17
3 号 法 人	234	232	232	231	230
4号法人	23	23	22	25	23
5号法人	64	68	70	70	72
6号法人	11	10	10	10	10
7号法人	98	87	89	87	86
8号法人	4	6	4	6	7
9号法人	18	17	20	20	17
合 計	1,703	1,688	1,704	1,742	1,780

(2) 調定額の推移(各年度決算)

(単位:千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
均 等 割	195,315	201,868	205,138	203,681	198,389
法人税割	458,821	580,258	521,499	513,017	362,688
合 計	654,136	782,126	726,637	716,698	561,077



(3)産業分類別法人数(令和2年度決算)

区分	法人数	均等割(円)	法人税割(円)	合計(円)	税割構成比
農業	14	805,000	1,040,100	1,845,100	0.3%
建設業	254	20,227,600	48,451,400	68,679,000	13.3%
製造業	172	36,291,300	144,723,300	181,014,600	39.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	29	5,480,000	30,960,200	36,440,200	8.5%
情報通信業	21	1,177,400	209,600	1,387,000	0.1%
運輸業,郵便業	47	12,224,100	16,816,000	29,040,100	4.6%
卸売業,小売業	474	66,062,800	72,442,800	138,505,600	20.0%
金融業,保険業	20	6,470,000	14,787,900	21,257,900	4.1%
不動産業,物品賃貸業	100	6,619,700	4,363,500	10,983,200	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業	28	1,233,600	193,700	1,427,300	0.1%
宿泊業、飲食サービス業	60	5,372,800	1,434,800	6,807,600	0.4%
生活関連サービス業、娯楽業	41	6,218,100	3,590,100	9,808,200	1.0%
教育,学習支援業	8	495,000	172,900	667,900	0.1%
医療,福祉	37	2,779,900	1,133,500	3,913,400	0.3%
複合サービス事業	5	1,916,600	569,000	2,485,600	0.2%
サービス業(他に分類されないもの)	306	23,821,900	20,861,400	44,683,300	5.7%
その他	20	1,193,300	937,600	2,130,900	0.2%
合 計	1,636	198,389,100	362,687,800	561,076,900	100.0%

[※]農業には,林業,水産業,鉱業を含む。

V 固定資産税

固定資産税とは・・・

土地、家屋及び償却資産を総称して固定資産と言います。この固定資産の価格をもとに算出した税額を、固定資産を所有している方に負担していただく税金です。

1. 固定資産税を納める人(納税義務者)

賦課期日現在(毎年1月1日)に固定資産を所有している人。

2. 税額の計算と税率

固定資産税 = 課税標準額 × 税率(1.4%)

3. 免税点

市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が下記の金額未満の場合には、固定資産税が課税されません。

 土地
 30万円

 家屋
 20万円

 償却資産
 150万円

4. 非課税

- (1)国や地方公共団体等
- (2)公共用道路,墓地,保安林など

5. 評価替え

土地、家屋については、原則3年毎に価格の見直し(評価替え)を行い、適正な均衡のとれた価格に見直します。

評価替え以外の年は価格が原則据え置かれます。



※時点修正・・・ 令和4年度・令和5年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが 適当でない場合は、土地の価格を修正します。

6. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡までの土地)の課税標準額は、価格の6分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)の課税標準額は,価格の3分の1の額となります。
- ※専用住宅が建つ敷地の場合,延べ床面積の10倍までが,特例措置を受けられます。
- ※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

7. 新築家屋に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅等が、次の要件にあてはまる場合は、新築後3年間(地上3階以上の準耐火住宅及び耐火構造住宅は5年)、120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

- ※長期優良住宅については、減額期間が拡大されています。
- (1) 専用住宅であること。(併用住宅については、居住部分が床面積の割合の2分の1以上のもの)
- (2) 床面積が50㎡(1戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下

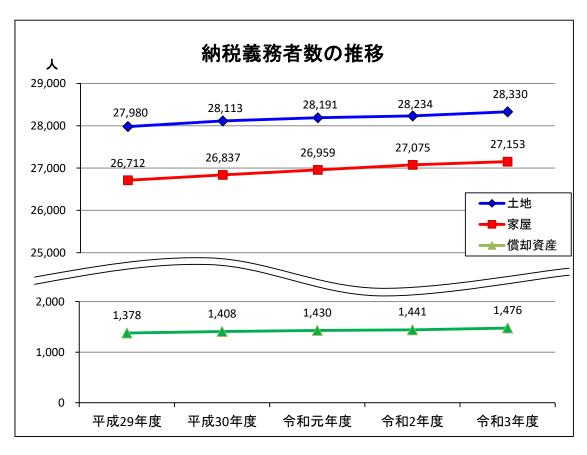
固定資産税

(1) 課税 状况

①納税義務者数(各年1月1日現在)

(単	۲.	人)
(#2)	١ /	Λ

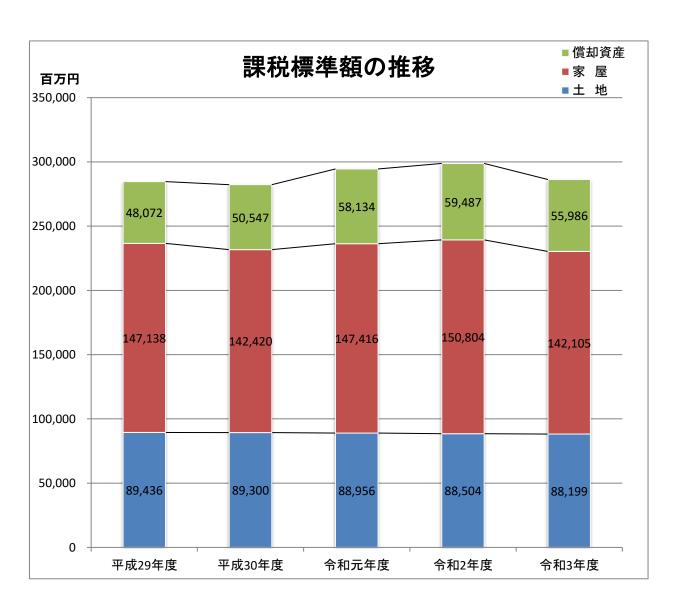
/ 区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	総数	27,980	28,113	28,191	28,234	28,330
土地	免税点以上	24,013	24,137	24,230	24,285	24,374
	免税点未満	3,967	3,976	3,961	3,949	3,956
	総数	26,712	26,837	26,959	27,075	27,153
家屋	免税点以上	25,473	25,619	25,767	25,909	25,966
	免税点未満	1,239	1,218	1,192	1,166	1,187
償	総数	1,378	1,408	1,430	1,441	1,476
却資	免税点以上	686	722	741	750	720
産	免税点未満	692	686	689	691	756



②課税標準額(免税点以上·各年1月1日現在)

(単位	٠	工	円)
	٠	- 1	レコノ

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地	89,435,903	89,299,998	88,956,471	88,504,187	88,198,544
家 屋	147,137,780	142,420,301	147,415,689	150,803,563	142,105,155
償却資産	48,072,137	50,546,664	58,134,381	59,487,283	55,986,082
合 計	284,645,820	282,266,963	294,506,541	298,795,033	286,289,781



(2) 土地

①決定価格•課税標準額等(各年1月1日現在)

(単位: m, 千円)

						(:	型位:m,十円)
区分	<u>}</u>	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総地積 58,446,		58,446,116	58,450,395	58,407,801	58,409,411	58,408,970	
決定	価格	(総額)	221,232,380	221,799,318	221,689,545	221,304,873	223,851,501
課税	標準額	頂(総額)	89,906,445	89,772,383	89,427,878	88,973,183	88,667,712
		地積	24,136,507	24,097,092	24,088,310	24,070,831	24,046,425
	⊞	決 定 価 格	3,203,412	3,126,193	3,119,577	3,094,020	3,045,847
		課 税標準額	3,023,093	2,968,939	2,959,716	2,950,812	2,933,812
		地 積	9,608,087	9,503,905	9,435,197	9,392,057	9,310,768
	畑	決 定 価 格	3,636,049	3,430,489	3,288,782	3,174,112	3,048,599
		課 税標準額	1,578,997	1,506,464	1,459,096	1,417,240	1,363,098
内		地積	13,219,444	13,313,199	13,334,579	13,341,734	13,370,627
	宅地	決 定 価 格	191,569,406	193,127,860	193,103,951	192,848,723	195,281,919
		課 税標準額	70,042,386	70,429,064	70,080,640	69,654,946	69,246,967
		地 積	6,418,727	6,375,870	6,287,045	6,282,401	6,219,215
	山 林	決 定 価 格	232,751	231,207	228,010	227,843	225,568
訳		課 税標準額	231,702	230,159	226,962	226,795	224,520
	+ 4	地 積	4,241,228	4,406,869	4,521,212	4,613,100	4,767,159
	雑種地	決 定 価 格	22,566,973	21,861,840	21,927,856	21,939,771	22,229,572
	ند	課 税標準額	15,006,478	14,616,028	14,680,095	14,702,986	14,879,319
	7	地積	822,123	753,460	741,458	709,288	694,776
	その他	決定価格	23,789	21,729	21,369	20,404	19,996
	۳۵	課 税標準額	23,789	21,729	21,369	20,404	19,996

②筆数(令和3年1月1日現在)

(単位:筆)

全	評価総筆数	免税点以上	免税点未満	非課税
⊞	18,585	17,348	1,237	179
畑	11,914	10,777	1,137	49
宅 地	58,914	57,283	1,631	532
池 沼	122	92	30	54
山 林	5,540	4,453	1,087	142
原 野	862	653	209	49
雑 種 地	6,983	6,498	485	766
その他				28,015
合 計	102,920	97,104	5,816	29,786

(3)家屋

①木造家屋(令和3年1月1日現在)

種類 区分	棟数	床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	平均床面積 (㎡)	単位当たり 価格(円)
専 用 住 宅	21,479	2,495,372	61,311,889	116.18	24,570
共同住宅•寄宿舎	676	162,099	4,744,804	239.79	29,271
併 用 住 宅	505	58,698	967,212	116.23	16,478
旅館・料亭・ホテル	8	1,373	16,548	171.63	12,052
事務所・銀行・店舗	562	74,357	1,495,608	132.31	20,114
劇場・病院	33	5,613	163,183	170.09	29,072
工場・倉庫	442	32,511	230,145	73.55	7,079
土 蔵	26	1,018	1,625	39.15	1,596
附属家	3,701	119,760	537,674	32.36	4,490
合 計	27,432	2,950,801	69,468,688	107.57	23,542

平均床面積の合計は、床面積の合計÷棟数の合計 単位当たり価格の合計は、決定価格の合計÷床面積の合計

②非木造家屋(令和3年1月1日現在)

 種類	区分	棟数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	平均床面積 (㎡)	単位当たり 価格(円)
事	鉄骨鉄筋コンクリート造	7	18,251	1,481,803	2,607.29	81,190
務所	鉄筋コンクリート造	128	73,972	5,314,033	577.91	71,838
•	鉄 骨 造	670	385,233	16,448,550	574.97	42,698
店舗	軽量鉄骨造	228	22,614	485,692	99.18	21,477
•	れんが造・コンクリートブロック造	103	2,022	19,797	19.63	9,791
百貨店	その他	0	0	0	0.00	0
店	計	1,136	502,092	23,749,875	441.98	47,302
	鉄骨鉄筋コンクリート造	257	19,051	934,226	74.13	49,038
住宮	鉄筋コンクリート造	2,078	232,476	13,757,996	111.87	59,180
宅・	鉄 骨 造	391	115,823	4,078,136	296.22	35,210
アル	軽量鉄骨造	3,339	460,978	13,974,571	138.06	30,315
۱°	れんが造・コンクリートブロック造	16	1,044	7,486	65.25	7,170
1	その他	0	0	0	0.00	0
	計	6,081	829,372	32,752,415	136.39	39,491
	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	1,287	82,182	1,287.00	63,855
病	鉄筋コンクリート造	3	6,147	451,003	2,049.00	73,370
院	鉄 骨 造	11	10,803	560,611	982.09	51,894
· ホ	軽量鉄骨造	0	0	0	0.00	0
テ	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0.00	0
ル	その他	0	0	0	0.00	0
	計	15	18,237	1,093,796	1,215.80	59,977
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	66	1,114	66.00	16,879
場	鉄筋コンクリート造	42	10,942	156,686	260.52	14,320
• 含	鉄 骨 造	1,131	687,572	16,407,690	607.93	23,863
倉庫	軽量鉄骨造	511	33,058	269,423	64.69	8,150
•	れんが造・コンクリートブロック造	112	6,247	58,717	55.78	9,399
市場	その他	11	447	1,638	40.64	3,664
	計	1,808	738,332	16,895,268	408.37	22,883
	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0.00	0
そ	鉄筋コンクリート造	12	5,039	144,220	419.92	28,621
		51	11,979	300,706	234.88	25,103
の	軽量鉄骨造	112	3,689	74,798	32.94	20,276
他	れんが造・コンクリートブロック造	20	214	3,622	10.70	16,925
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	195	20,921	523,346	107.29	25,015
	空内 医面積の 全計は 医面		2,108,954	75,014,700	228.37	35,570

平均床面積の合計は、床面積の合計÷棟数の合計 単位当たり価格の合計は、決定価格の合計÷床面積の合計

(4) 償却資産

①納税義務者数(令和3年1月1日現在)

(単位:人)

区分 個人・法人の別	総数	免税点以上	免税点未満
個人	148	72	76
法人	1,328	684	644
計	1,476	756	720

②価額・課税標準額等(令和3年1月1日現在)

(単位:千円)

	区分			課税標準	額の内訳
種	Į į	決定価格			左記以外のもの
	構築物	11,463,650	11,201,585	277,887	10,923,698
市長が価格を決定したもの	機械及び装置	28,633,939	27,647,101	766,341	26,880,760
価格	船舶				
を決	航空機	4,619	4,619		4,619
とした	車両及び運搬具	278,972	270,162	8,810	261,352
たもの	工具・器具及び備品	5,804,449	5,524,451	272,415	5,252,036
	小計	46,185,629	44,647,918	1,325,453	43,322,465
法第3	総務大臣配分	12,057,145	11,227,900		
法第389条関係	知 事 配 分	133,378	110,264		
采 関 係	小計	12,190,523	11,338,164		
	合 計	58,376,152	55,986,082		

VI 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金とは・・・

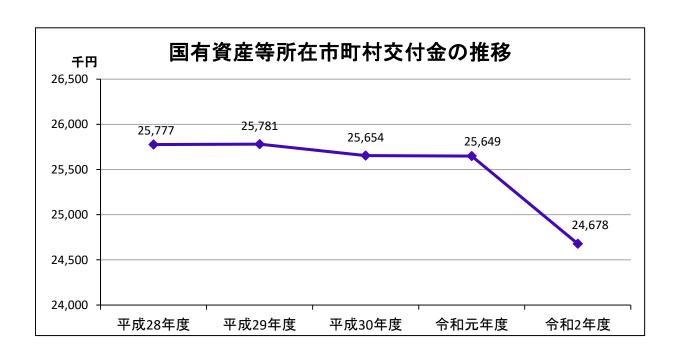
固定資産税が非課税とされている国や地方公共団体が所有する固定資産であっても,一般の固定資産と異ならない状態で使用収益されているもの(公務員宿舎、民間貸付の土地など)について,固定資産税の代替えとして,国有資産等所在市町村交付金が市に交付されます。

国有資産等所在市町村交付金

(1)国有資産等所在市町村交付金(各年度決算)

(単位:円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水戸地方裁判所	100	100	100	100	100
水戸地方法務局	500	400	400	400	400
関東財務局	19,200	19,000	19,000	19,000	19,000
茨城県	25,756,700	25,761,300	25,634,000	25,629,900	24,658,800
合 計	25,776,500	25,780,800	25,653,500	25,649,400	24,678,300



VII 都市計画税

都市計画税とは・・・

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理 事業に要する費用に充てるための目的税です。

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

1. 都市計画税を納める人(納税義務者)

賦課期日現在(毎年1月1日)に市内の市街化区域内に、土地及び家屋を所有されている方。

2. 税額の計算と税率

都市計画税 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

3. 免税点•非課税

固定資産税が課税されていない土地及び家屋については、都市計画税も課税されません。

4. 評価替え

固定資産税と同じ価格を用いるため、3年ごとに1回適正な価格への見直しが行われます。

5. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡までの土地)の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)の課税標準額は、価格の3分の2の額となります。
- ※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。
- ※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

都市計画税

(1)価額・課税標準額等(免税点以上・各年1月1日現在)

年度	区分	面積(千円)	筆(棟)数 (筆,棟)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)
平成29年度	土地	8,576	29,223	160,373,203	81,269,694	17,913
干风乙3千反	家屋	3,453	23,860	113,247,498	113,128,337	19,650
平成30年度	土地	8,573	29,300	160,841,510	81,112,614	18,029
平成30年度	家屋	3,489	24,066	109,697,286	109,592,686	19,800
令和元年度	土地	8,573	29,351	160,824,102	80,834,602	19,404
口们几十点	家屋	3,523	24,218	113,168,588	113,060,249	19,960
令和2年度	土地	8,576	29,421	160,757,116	80,584,730	18,169
700245	家屋	3,546	24,350	115,715,465	115,665,029	20,094
△和○左帝	土地	8,574	29,470	162,886,496	80,090,204	18,250
令和3年度	家屋	3,489 8,573 3,523 8,576 3,546 8,574	24,401	109,680,479	109,151,039	20,194



Ⅲ 軽自動車税

軽自動車税とは・・・

財産税と道路損傷負担金の性質を持ち、所有者等に納めていただく税金です。

1. 軽自動車税(種別割)を納める人(納税義務者)

4月1日現在, 定置場が当市にあり, 原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車, 二輪の小型自動車を所有又は使用している方。

2. 税率(令和2年4月1日現在)

〇原動機付自転車及び二輪車等

	の一書中中				
	種	別		税率	(年額)
↑里 □□□				平成27年度まで	平成28年度以降
	50cc以下(かもの		1,000円	2,000円
原動機付自転車	50ccを超え	え90cc以	人下のもの	1,200円	2,0001
	90ccを超え125cc以下のもの			1,600円	2,400円
	ミニカー			2,500円	3,700円
	## ## / /- ***	二輪のもの(35km/h未満)		1,600円	
 小型特殊自動車	農耕作業 用のもの	四輪	1,000cc以下	2,400円	2,400円
小王村外日到早	71300 000		1,000cc超	3,100円	
	その他のもの(フォークリフト等)			4,700円	5,900円
軽二輪	125ccを超え250cc以下のもの			2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを起	型えるも <i>の</i>		4,000円	6,000円

〇軽自動車(四輪以上及び三輪)

〇柱口動主		11:32		税率(年額)				
		狂 ロ		最初の新規検査年月(初度検査年月)				
	括 则				重課税率(※)			
	種別		平成27年3月以前 (旧税率)	平成27年4月以降 (新税率)	平成28年度以降に適用 【最初の新規検査から 13年を経過した車両】			
	乗用のもの	自家用	7,200円	10,800円	12,900円			
四輪以上	米用のもの	営業用	5,500円	6,900円	8,200円			
のもの	貨物用のもの	自家用	4,000円	5,000円	6,000円			
	貝物用のもの	営業用	3,000円	3,800円	4,500円			
	三輪のもの			3,900円	4,600円			

[※] 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン 電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

平成29年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス 基準と燃費基準を達成した車両は、初年度の軽自動車税について「軽課税率」が適用され ます。

			軽課税率(年額)			
			T = +3 + 3 +	ガソリン車・ノ	\イブリッド車	
1	重 別		電気軽自動車 •	平成17年排出ガス基	基準75%低減達成車 は	
作生			天然ガス軽自動車		基準50%低減達成車	
		※1 <概ね75%軽減>	基準1※2	基準2*3		
				<概ね50%軽減>	<概ね25%軽減>	
	乗用のもの	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
四輪以上		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	
のもの	貨物用のもの	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	
	営業用		1,000円	1,900円	2,900円	
	三輪のもの			2,000円	3,000円	

※1 天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両に限ります。

※2 貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車乗 用:令和2年度燃費基準+30%達成車※3 貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車乗 用:令和2年度燃費基準+10%達成車

軽自動車税(環境性能割)について

1. 課税のしくみ

令和元年10月1日以降の軽自動車取得時に適用され、新車・中古車問わず車両価格50万円を超えるものに対して課税されます。環境性能割の賦課徴収は、当分の間茨城県が行います。

2. 税率(令和2年4月1日現在)

区分(燃費	自家用	営業用	
電気自動	非課税	非課税	
ガソリン車・ハイブリッド車	非課税	非課税	
(注釈2)	令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成車	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%
上記	2%	2%	

注釈1:電気自動車等は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または 平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)である

注釈2:電気自動車等を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限る

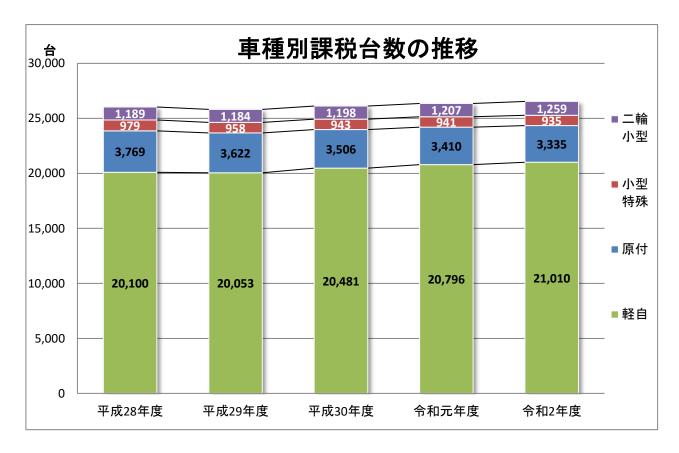
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した『自家用軽乗用車』は、環境性能割の 税率が1%軽減されます。

軽自動車税

(1)車種別課税台数(各年度決算)

(畄)	₩,	٠	Δ
(単)	177	•	

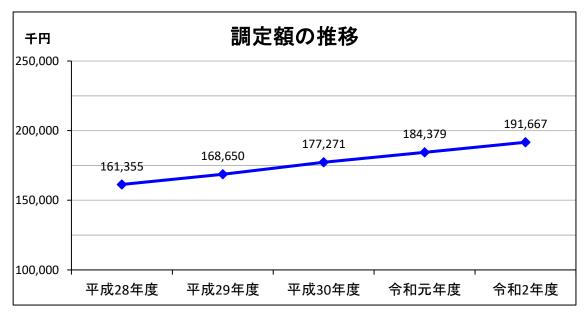
							(手匹・ロ/
区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	50	Occ以下	3,010	2,852	2,706	2,602	2,506
	50cc起	≧~90cc以下	221	215	218	204	212
自転機車付	90cc超	~12500以下	475	490	515	535	550
単位	111	ニカー	63	65	67	69	67
	Ŋ	∖ 計	3,769	3,622	3,506	3,410	3,335
自小	農耕作	業用のもの	896	874	859	856	849
自動特殊	その	他のもの	83	84	84	85	86
卑殊	小計		979	958	943	941	935
	二輪車(250cc以下)		823	825	867	867	895
市区		自家用乗用	15,227	15,303	15,720	15,989	16,255
軽自動車	四輪	自家用貨物	3,925	3,792	3,756	3,796	3,726
動	輪車	営業用乗用	1	1	1	1	0
半		営業用貨物	124	132	137	143	134
	小計		20,100	20,053	20,481	20,796	21,010
	小	<u>†</u>	24,848	24,633	24,930	25,147	25,280
二輪の小	\型自動車	(250cc以上)	1,189	1,184	1,198	1,207	1,259
	合	計	26,037	25,817	26,128	26,354	26,539



(2)車種別調定額(各年度決算)

(単位:千円)

						\-	半四・10/
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
原動機付自転車	5000以下		6,014	5,704	5,412	5,204	5,012
	50cci	證~90cc以下	442	430	436	408	424
	90ccŧ	置~125∞以下	1,140	1,176	1,236	1,284	1,320
転車	111	ニカー	233	241	248	255	248
半	Ŋ	\ 計	7,829	7,551	7,332	7,151	7,004
占小	農耕化	F業用のもの	2,151	2,098	2,062	2,055	2,038
自動車等	その他のもの		490	495	495	502	507
**殊	小 計		2,641	2,593	2,557	2,557	2,545
	二輪車		2,963	2,974	3,121	3,121	3,222
		自家用乗用	121,775	129,407	137,929	144,692	151,932
軽自動車		自家用貨物	18,598	18,569	18,673	19,108	18,932
動車	輪車	営業用乗用	8	8	8	8	0
		営業用貨物	407	438	463	500	478
	小計		143,751	151,396	160,194	167,429	174,564
	小計		154,221	161,540	170,083	177,137	184,113
•	角の小 <u>3</u> 250cc	型自動車 :以上)	7,134	7,110	7,188	7,242	7,554
	合	計	161,355	168,650	177,271	184,379	191,667



IX 市たばこ税

市たばこ税とは・・・

卸売り販売業者等が市内の小売販売業者(コンビニ、たばこ店等)に売り渡したたばこに対して課税される税金です。

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

税額の計算と税率

売り渡したたばこの本数 × 税率

市たばこ税の税率

旧3級品・旧3級品以外の紙巻きたばこ等:1,000本につき5,692円(令和2年4月1日~)旧3級品・旧3級品以外の紙巻きたばこ等:1,000本につき6,122円(令和2年10月1日~)

旧3級品

税率の適用時期	税率/1,000本
平成28年4月1日~	2,925円
平成29年4月1日~	3,355円
平成30年4月1日~	4,000円
令和元年10月1日~	5,692円
令和2年10月1日~	6,122円
令和3年10月1日~	6,552円

旧3級品以外

税率の適用時期	税率/1,000本
平成25年4月1日~	5,262円
平成30年10月1日~	5,692円
令和2年10月1日~	6,122円
令和3年10月1日~	6,552円

- ※「旧3級品」とは、①エコー②わかば③しんせい④ゴールデンバット(ボックスを除く)⑤うるま⑥バイオレットの6銘柄をいいます。
- ※平成27年度税制改正により平成28年度から「旧3級品の紙巻きたばこ」は段階的に税率を引き上げられます。また、平成30年度税制改正により平成30年度から「旧3級品以外の紙巻きたばこ」についても段階的に税率が引き上げられます。

紙巻たばこ価格の内訳:令和2年10月1日現在

1箱(20本入り540円)の価格の内訳は次のとおりです。

内	訳	税額(円)	割合 (%)
市たばこ税	市たばこ税 市税		22.7
県たばこ税	県税	20.00	3.7
国たばこ税	国税	126.04	23.3
たばこ特別税	国税	16.40	3.0
消費税	国税	38.29	7.1
地方消費税	県税	10.80	2.0
原材料費など		206.03	38.2
		540.00	100.0

加熱式たばこについて

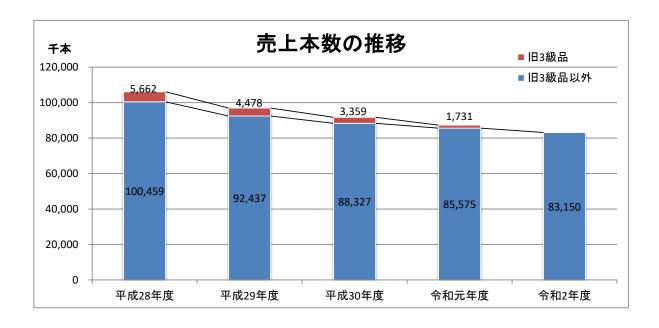
これまで「加熱式たばこ」は税法上「パイプ式たばこ」に区分されていましたが、平成30年度税制改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。この改正によって課税方式が見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に新しい課税方式へ移行されます。

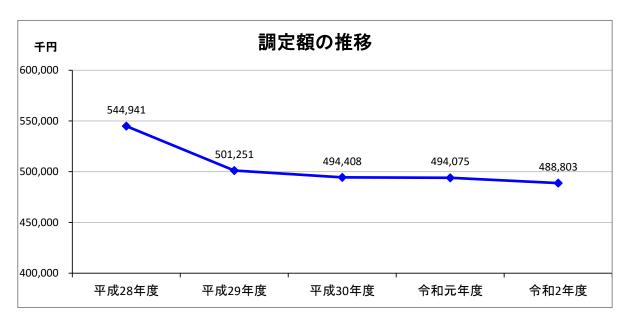
市たばこ税

(1)売上本数・調定額(各年度決算)

単位	:	本.	円)

区分		度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
売上本数	旧3級品以外		100,458,524	92,437,038	88,327,392	85,575,052	83,149,599
	旧3級品		5,662,360	4,477,660	3,359,340	1,731,420	
	合	計	106,120,884	96,914,698	91,686,732	87,306,472	83,149,599
調定額 (※手持品課税分を含 む)			544,940,656	501,250,821	494,407,844	494,074,550	488,803,321





X 徴収

(1)市税の徴収率

徴収率は、課税額(調定額)に対する収入額の割合で、各自治体の徴収への取組結果を指し示す 成果指標として使われています。

【徴収率(%) = 当該年度の収入額÷(当該年度(現年度)の課税額+滞納繰越額)×100】

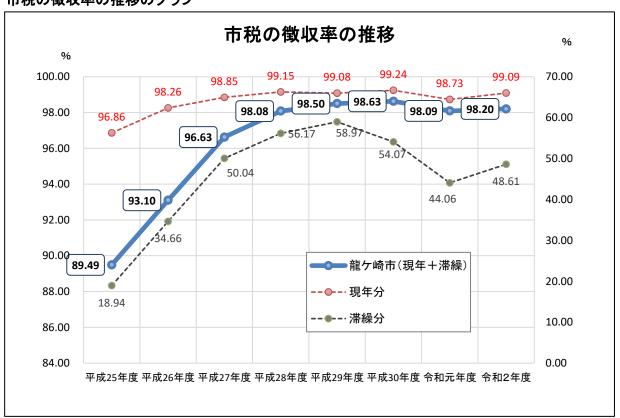
本市では,税負担の公平性を確保するために,納税義務者の事情にも配慮しつつ,徴収率向上を 目指して取組を進めています。

◎市税徴収率の推移

単位:%

	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
龍	龍ケ崎市(現年+滞繰)		89.49	93.10	96.63	98.08	98.50	98.63	98.09	98.20	
	現年分		96.86	98.26	98.85	99.15	99.08	99.24	98.73	99.09	
		市民税	個人	97.12	98.16	98.81	98.99	98.91	99.20	98.55	98.95
		र्गरञ्जपा	法人	100.52	99.23	99.15	99.81	99.72	99.73	99.59	99.61
		固定資	固定資産税		97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68	99.10
		都市計	†画税	96.65	97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68	99.10
		軽自動車税(種別割)		96.07	97.46	97.80	97.31	97.35	97.47	97.33	98.09
	滞納繰越分		18.94	34.66	50.04	56.17	58.97	54.07	44.06	48.61	

市税の徴収率の推移のグラフ



(2)納付の利便性の向上

〇 コンビニ収納の導入

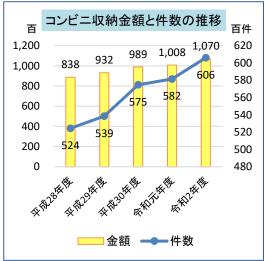
従来の金融機関での納付に加え、全国の主要コンビニエンスストアで、市税を納付できるよう、 平成21年度からコンビニ収納を開始しました。

個人市民税・県民税(普通徴収), 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税(種別割)について取り扱っており、曜日や時間を気にせず納付ができる便利な納付方法として定着しています。

〇 コンビニ収納の状況

(単位:件•千円)

税目	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
個人 市民税	件数	12,330	12,386	13,253	12,745	13,556		
県民税 (普通徴収)	金額	306,615	306,376	332,694	317,468	347,257		
固定資産税	件数	28,333	29,285	31,488	32,433	33,195		
都市計画税	金額	506,186	544,963	568,003	597,477	620,079		
軽自動車税	件数	11,786	12,184	12,744	12,977	13,857		
(種別割)	金額	74,842	80,795	87,855	92,622	102,341		
合計	件数	52,449	53,855	57,485	58,155	60,608		
	金額	887,643	932,134	988,552	1,007,567	1,069,677		



○ クレジットカード収納の導入

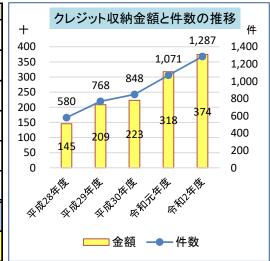
パソコンやスマートフォンからインターネット上の「Yahoo!公金支払い」サイトに接続し、納付書に印字されている情報及びクレジットカード情報を入力することで市税の納付ができる、クレジット納付を平成27年より開始しました。

個人市民税・県民税(普通徴収), 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税(種別割)について取り扱っています。納付金額に応じて決済手数料は掛かりますが, 納付件数・納付金額ともに年々増加しています。

〇 クレジット収納の状況

(単位:件•千円)

税目	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人 市民税	件数	156	163	206	254	265
県民税 (普通徴	金額	6,683	6,903	9,143	13,081	14,142
固定資産税	件数	318	492	501	634	772
都市計画税	金額	7,150	13,157	12,103	17,369	21,455
軽自動車税	件数	106	113	141	183	250
(種別割)	金額	716	797	1,042	1,323	1,840
合計	件数	580	768	848	1,071	1,287
HRI	金額	14,549	20,857	22,288	31,773	37,437



〇 口座振替による納付

口座振替は、金融機関等に出向くことなく納付ができる便利な納付方法として定着しています。 口座振替による納付ができる市税は、個人市民税・県民税(普通徴収), 固定資産税・都市計画 税、軽自動車税(種別割)です。本市では、便利で確実で安心な口座振替による納付を推進してい ます。

■ 金額 — 件数

百件

百件

600 400

200

百件

百件

800 600 400

200 0

80 75 70

〇 口座振替による納付状況 (単位:件・千円)					個人市民税·県民税 1 百万 79		
税目	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	600 400 70 70
個人	件数	6,960	7,912	7,419	7,281	7,314	200 370 363 407 344 33 0 363 407 344 33
市民税 県民税 (普通徴収)	金額	369,880	363,428	406,993	344,134	336,974	金額 件数
	納付率	20.00%	23.00%	21.48%	21.66%	21.84%	固定資産税·都市計画税 - 67 490 491 494 521
	件数	38,005	49,043	49,125	49,393	52,073	1,500 1,000 500 1,484 1,550 1,680 1,786 1,88
固定資産税 都市計画税	金額	1,484,049	1,550,284	1,680,152	1,785,861	1,881,745	O AND SEE AND
	納付率	33.00%	39.00%	38.69%	39.01%	40.89%	金額──件数
	件数	3,106	3,089	3,047	2,988	2,951	軽自動車税(種別割) 百万 31 31 30 30
軽自動車税 (種別割)	金額	18,278	18,821	19,123	19,170	19,438	19 18 18 19 19 19 19 19
	納付率	12.00%	12.00%	11.92%	11.61%	11.30%	AND THE WASTER WASTER TO THE
	件数	48,071	60,044	59,591	59,662	62,338	金額一一件数
合計	金額	1,872,207	1,932,533	2,106,268	2,149,165	2,238,157	百万 全体 2,400 481 600 596 597 623 2,200
	納付率	27.45%			32.08%		2,000 1,800 1,872 1,933 2,106 2,149 2,23
注)納付率とは	t, 現年 度納 付件	数に対す	る現年度	口座振	替納付件	枚の割合	AND SEE AND SEE AND SEE SEED FOR SEED SEED.

注)納付率とは、現年度納付件数に対する現年度口座振替納付件数の割合

○ スマホ決済アプリ収納の導入(令和2年10月導入)

対象のアプリをスマートフォンにダウンロードし、カメラ機能で納付書のバーコードを読み取ることで簡単に納付することができるスマホ決済アプリ納付を令和2年10月から導入しました。 納付ができる市税は、個人市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 (種別割)です。(納付金額上限30万円。)

○ スマホ決済アプリ収納の状況 (単位:件·千円)

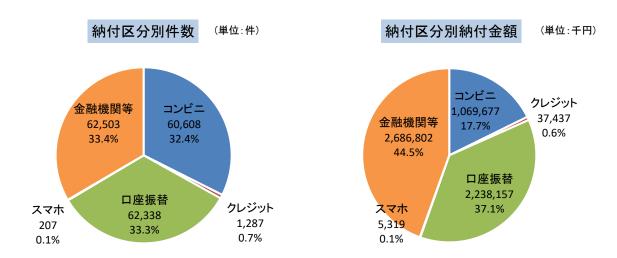
し ヘマ小次済 アフリ収	、かり マン 1人 ルし	(単位:件•十円)
税目	項目	令和2年度
個人市民税 県民税	件数	63
(普通徴収)	金額	2,060
固定資産税	件数	144
都市計画税	金額	3,259
軽自動車税	件数	0
(種別割)	金額	0
A-EL	件数	207
合計	金額 件数 金額	5,319

〇令和2年度 現年課税分 納付区分別集計

(単位:件・千円)

納付区分	コンビニ	クレジット	口座振替	スマホ	金融機関等	合計
納付件数	60,608	1,287	62,338	207	62,503	186,943
納付金額	1,069,677	37,437	2,238,157	5,319	2,686,802	6,037,392
割合(納付件数)	32.42%	0.69%	33.35%	0.11%	33.43%	100%

※個人市民税・県民税特別徴収分は除く。



(3)徴収率向上への取組み

税負担の公平性を確保するためには、徴収率を向上させ、徴収額を確保していくことが必要です。 本市では、効率的な徴収手法により、毎年、徴収率向上に取り組んでいます。

効率的な手法として、早期に催告や差押を行い、滞納額が大きくなる前の滞納整理を進めています。徴収困難な事案については、茨城租税債権管理機構と連携し滞納整理を行っています。

(4)滞納処分等

①差押

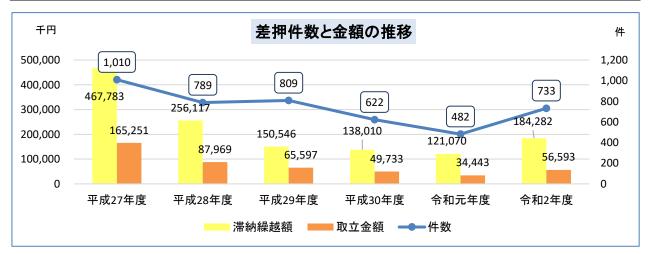
定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や相談等がないときには、納付している方との公平性の観点から、財産の調査を行ったうえで、状況によりその方の財産を差し押さえることになります。

差押の対象としては、債権(預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など),不動産、動産などがあります。

○差押の年度別件数と取立金額の推移

(単位:件•千円)

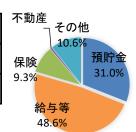
0,21,10	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
差押	件数	1,010	789	809	622	482	733
左押	差押対象税額	390,199	240,278	162,773	123,815	87,833	120,979
	取立金額	165,251	87,969	65,597	49,733	34,443	56,593
滞	納繰越(調定)額	467,783	256,117	150,546	138,010	121,070	184,282



〇差押対象の内訳

(単位:件)

	種別	預貯金	給与等	保険	不動産	その他	合計
差押 件数	令和元年度	282	85	34	0	81	482
	令和2年度	227	356	68	4	78	733



②滞納処分の執行停止

「滞納処分の執行停止」とは税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、 その申請を要することなく、納付の資力が回復するまでの期間、職権で差押え等の強制徴収手続きを 保留するものです。

【執行停止の要件】

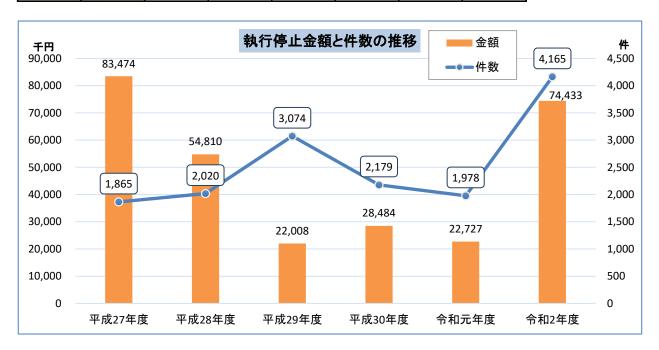
滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります(執行停止)。執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき(地方税法第15条の7第1項第1号)
- イ 滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(地方税法第15条の7第1項第2号)
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき(地方税法第15条の7第1項第3号)

〇年度別の執行停止件数と金額の推移

(単位:件・千円)

	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
執行停止	件数	1,865	2,020	3,074	2,179	1,978	4,165
	金額	83,474	54,810	22,008	28,484	22,727	74,433







③不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合(執行停止による納税義務の消滅等),不納欠損処理を行うことがあります。

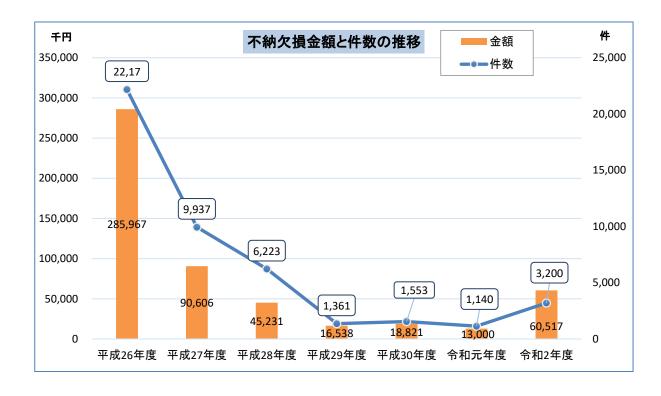
不納欠損の要件は,次のとおりです。

- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき(地方税法第15条の7第4項)
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき(地方税法第15条の7第5項)
- ウ 消滅時効が到来したとき(地方税法第18条)

〇年度別の不納欠損件数と金額の推移

(単位:件・千円)

	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不納欠損	件数	22,173	9,937	6,223	1,361	1,553	1,140	3,200
	金額	285,967	90,606	45,231	16,538	18,821	13,000	60,517



XI 証 明 書 等

(1) 令和2年度各種証明書件数及び手数料年間集計表

名称	合計件数	手数料 (円)	本庁舎 交付件数	出張所等 交付件数※1	1通当たり
納税証明書	2,146	643,800	1,853	293	300円
課税所得証明書	8,194	2,407,200	5,317	2,877	300円
内 コンビニ交付分※ 2	170	14,110			200円
地 番 図	736	147,200	736		1枚200円
固定資産評価証明書	1,719	723,250	1,543	176	300円
追 加	4,151	120,200	3,664 487		1筆(棟)50円
固定資産資産証明書	12	3,600	10	2	300円
固定資産公課証明書	426	155,200	405	21	300円
追 加	548	100,200	526	22	1筆(棟)50円
住宅用家屋証明書	266	345,800	266		1,300円
建物現況確認証明書	24	12,000	24		500円
建物減失証明書	32	9,600	32		300円
事業所証明書	48	14,400	46	2	300円
固定資産(補充)台帳登録事項証明書	12	3,600	12		300円
そ の 他	611	7,560	611		名寄帳1枚10円等
合 計	19,095	4,487,320	15,045	3,880	

^{※1} 出張所等…西部・東部出張所,市民窓口ステーション

^{※2} コンビニ交付分…手数料については、地方公共団体情報システム機構への委託手数料を 差し引いた分の額

市税概要(令和3年度版)

発行年月令和3年8月

編集龍ケ崎市市民生活部税務課・納税課

〒301-8611 龍ケ崎市3710番地

TEL 0297-64-1111

FAX 0297-60-1580